

## 2020 年までに指導的地位の女性割合を 30%に

— 「2020 年 30%」の目標 —

### 1. 「2020 年 30%」 = 政府の目標

政府においては、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待する。」という目標を平成 15 年に男女共同参画推進本部で決定。平成 17 年 12 月に策定した男女共同参画基本計画（第 2 次）に明記し取組を進めている。

この取組は、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の 1 つ。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）とは

- ・ 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第 2 条に定義）
- ・ 国及び地方公共団体は、積極的改善措置を実施する責務を有する。

1990 年の国連のナイロビ将来戦略勧告では、「指導的地位に就く婦人の割合を、1995 年までに少なくとも 30%にまで増やす」という国際的な目標値が示されている。

### 2. 国における関連する取組について

#### 〈数値目標の設定〉

国においては、次のような数値目標を設定し、女性の参画の拡大に取り組んでいる。

- 女性国家公務員の採用割合について、2010 年度頃までに、国家公務員 I 種試験事務系区分試験の女性採用者割合を 30%程度に高める
- 国の審議会等委員における女性委員の割合について、2020 年までに男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満とまらない状態を達成する等

#### 〈今後の主な取組〉

今後は、基本計画（第 2 次）に盛り込まれた次のような施策を実施していく予定。

- 各分野における指導的地位に占める者の範囲の確定と定期的なフォローアップ
- 各分野における積極的改善措置の実施状況や効果について調査・研究、具体的なモデルの開発と効果的な普及
- 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等に対して、女性の登用等について要請

### 3. 女性の参画の拡大に関する協力要請について

男女共同参画担当大臣より、地方公共団体、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）構成団体を含む各種機関・団体等に対して、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する協力を要請する文書を配布する。

(参考)

○ 男女共同参画社会基本法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○ 男女共同参画基本計画(第2次)抜粋

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成15年の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。